主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大矢和徳の上告趣意は、原審において主張判断を経ていない事項に関する 憲法一四条違反の主張及び量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上 告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年四月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄